

社会福祉法人聖母会 横浜市深谷俣野地域ケアプラザ 指定居宅介護支援事業所 重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人聖母会 横浜市深谷俣野地域ケアプラザ 指定居宅介護支援事業所
管理者	小池 みどり
所在地	横浜市戸塚区深谷町1432番地11
連絡先	TEL 045-851-0121 FAX 045-851-0122
事業者 指定番号	横浜市 1471003382 号
サービス 提供地域	戸塚区：汲沢町、汲沢1～8丁目、深谷町、原宿、俣野町、東俣野町、 影取町、小雀町 泉 区：下和泉1～3丁目

2 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管 理 者	管理者は、業務の管理を一元的に行います	1名（常勤兼務）
主任介護支援 専門員	主任介護支援専門員は、介護支援専門員としての業務を行うと共に、他の介護支援専門員に適切な指導、助言を行います。また、地域における包括的・継続的なケアシステムを実現するために必要な情報を収集・発信、事業所・職種間の調整を行います。	1名（常勤兼務）
介護支援 専門員	介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じると共に、居宅サービス計画の作成を行います。また、課題の分析を行い、必要に応じて利用者への説明を行います。	2名以上 （常勤専従）

3 業務日及び業務時間

業 務 日	業 務 時 間
〈 通 常 業 務 〉 日曜日から土曜日まで(祝日も業務) ただし、第3金曜日、12月29日から1月3日までを除きます。	午前9時から午後5時まで。
〈 相 談 〉 電話により24時間連絡可能となっております。	電話番号 080-4341-9807

4 サービス内容

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) サービス事業者との連絡調整
- (3) 居宅介護サービス計画の実施状況の把握
- (4) 市町村への連絡・調整等
- (5) 介護保険施設の紹介その他便宜の供与

5 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。
料金は別表1のとおりです。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス実施地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合は、その旅費（実費）の負担をお願いすることがあります。
- (3) 利用者は、この居宅介護支援にかかる訪問調査、居宅サービス計画の作成等のサービス提供を1週間以上の予告期間をもって解約できます。その際のキャンセル料等については必要ありません。

6 当事業所における運営方針

当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- (1) 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。また、計画の作成にあたっては、相談を受け付けてから利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。
- (2) 適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように、常に利用者の立場に立ち、利用者やその家族はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めること、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事を可能とし、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないように、公正中立に居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行います。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するように十分配慮いたします。
- (4) 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務態勢を整備します。
ア 採用研修 採用後3ヶ月以内 イ 法人施設内研修 年6回

7 秘密保持

事業所及び介護支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

8 緊急時等における対応方法

介護支援専門員等は居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

9 相談窓口・苦情対応

当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	045-851-0121
FAX番号	045-851-0122
担当者	所長 奥山 英明
その他	相談・苦情については、担当者、管理者及び介護支援専門員が対応します。不在の場合でも、応対した者が担当者、管理者及び介護支援専門員に引き継ぎます。

公的機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

横浜市福祉調整委員会	電話番号	045-671-4045
	FAX番号	045-681-5457
戸塚区役所 高齢・障害支援課	電話番号	045-866-8452
	FAX番号	045-881-1755
泉区役所 高齢障害課	電話番号	045-800-2436
	FAX番号	045-800-2515
神奈川県国民健康保険団体 連合会介護保険苦情相談課	電話番号	045-329-3447

10 事故発生時の対応

当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11 虐待の防止

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。事業所における虐待の防止のための指針を整備します。事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。

12 非常災害対策

事業所は、非常災害に備えて防災計画を作成するとともに、防災マニュアルに基づいて対策を講じます。

13 個人情報の取り扱い

- （１）事業者及び介護支援専門員は、保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会から信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関する法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護に努めることとします。
- （２）事業所及び介護支援専門員は、文書（個人情報使用同意書）により利用者又はその家族の同意を得た場合には、市町村、医師、居宅介護サービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

14 ケアマネジメントの公正中立性の確保

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別表2のとおりです。

15 運営法人の概要

法人名	社会福祉法人 聖母会
代表者名	理事長 塩塚 俊子
法人本部所在地	東京都新宿区中落合2丁目5番1号
法人本部連絡先	TEL 03-3954-5061 FAX 03-5996-6810
実施事業の概要	地域包括支援センター、指定大規模型(I)通所介護、指定通常規模型通所介護、指定介護予防支援事業、指定居宅介護支援事業、指定介護老人福祉施設、養護老人ホーム、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、指定認知症対応型通所介護、高齢者食事サービス、総合病院、養護施設、保育施設、生活困窮者援助及び相談事業 等

別表

別表1 居宅介護支援事業所料金表

別表2 居宅介護支援サービス利用割合等説明書

【説明確認欄】

年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 名称 社会福祉法人聖母会 横浜市深谷俣野地域ケアプラザ

説明者 _____ 印

契約の締結にあたり、重要事項説明書についての説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

利用者 氏 名 _____ 印

立会人又は上記代理人（代理人を選任した場合）

氏 名 _____ 印

横浜市深谷俣野地域ケアプラザ居宅介護支援事業所 料金表

1 居宅介護支援費基本利用料

	要介護度	基本単位	利用料
居宅介護支援費	要介護 1・2	1,086 単位	12,076 円
	要介護 3・4・5	1,411 単位	15,690 円

※当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。また、2 ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。

2 加算料金

下記の加算については、各基準に適合した場合に算定します。

加算	該当	単位	利用料	加算の基準・回数等
初回加算		300	3,336 円	新規に居宅サービス計画を作成した場合や要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成した場合に算定。
特定事業所加算（Ⅰ）		519	5,771 円	1 月につき （Ⅰ）常勤かつ専従の主任介護支援専門員を 2 名以上配置、常勤かつ専従の介護支援専門員を 3 名以上配置、要介護 3～5 の者の割合が 4 割以上 （Ⅱ）常勤かつ専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置、常勤かつ専従の介護支援専門員を 3 名以上配置 （Ⅲ）常勤かつ専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置、常勤かつ専従の介護支援専門員を 2 名以上配置 （共通事項） ・ 24 時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者などからの相談に対応できること ・ 計画的に研修を実施していること
特定事業所加算（Ⅱ）	★	421	4,681 円	・ サービスの提供にあたって、留意事項などの伝達を目的とした会議を定期的に開催すること ・ 地域包括支援センターと連携し、支援が困難な事例にも居宅介護支援を提供できること ・ 地域包括支援センターや他法人と協働で開催する事例検討会などに参加していること
特定事業所加算（Ⅲ）		323	3,591 円	・ 他法人と共同で事例検討会、研究会等を実施すること ・ 特定事業所集中減算の適用を受けていないこと ・ 介護支援専門員 1 人の利用者数が 45 件未満であること ・ 介護支援専門員実務研修における実習等に協力または協力体制を確保していること
特定事業所加算（Ⅳ）		114	1,267 円	・ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること ・ 必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること

特定事業所医療介護 連携加算		125	1,390 円	・退院・退所加算に係る病院との連携を 35 回以上 ・ターミナルケアマネジメント加算を 5 回以上
入院時情報連携加算 (Ⅰ)		250	2,780 円	利用者が病院等に入院した日のうちに必要な情報提供を行った場合
入院時情報連携加算 (Ⅱ)		200	2,224 円	利用者が病院等に入院した日の翌日又は翌々日に必要な情報提供を行った場合
退院・退所加算(Ⅰ)イ		450	5,004 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けた場合(入院又は入所期間中 1 回を限度)
退院・退所加算(Ⅰ)ロ		600	6,672 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンスにより 1 回受けた場合(入院又は入所期間中 1 回を限度)
退院・退所加算(Ⅱ)イ		600	6,672 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回以上受けた場合(入院又は入所期間中 1 回を限度)
退院・退所加算(Ⅱ)ロ		750	8,340 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受けた(内 1 回はカンファレンスによる)場合(入院又は入所期間中 1 回を限度)
退院・退所加算(Ⅲ)		900	10,008 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 3 回受けた(内 1 回はカンファレンスによる)場合(入院又は入所期間中 1 回を限度)
通院時情報連携加算		50	556 円	医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた場合(1 月につき 1 回)
緊急時等居宅 カンファレンス加算		200	2,224 円	病院等の求めにより、当該病院等の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 (1 月に 2 回を限度)
ターミナル ケアマネジメント加算		400	4,448 円	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者提供した場合
業務継続計画 未実施減算 施設・居住系サービス		所定 単位 数の 3/100		感染症や災害発生時、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合
高齢者虐待防止措置 未実施減算		所定 単位 数の 1/100		利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合

※居宅介護支援に関するサービス利用料金については、基本的には利用者の自己負担はありません。

横浜市深谷俣野地域ケアプラザ

【居宅介護支援 サービス利用割合等 説明書】

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から令和3年4月介護保険改正により、居宅介護支援事業所のケアプラン作成において、「訪問介護」「通所介護」「地域密着型通所介護」「福祉用具貸与」のサービスごとの利用割合と同一事業所により提供されている割合について公表することとされました。当事業所の「令和6年度後期《令和6年9月より令和7年2月（前6か月間）》」において、ケアプランに位置付けられたサービスの割合は下記の通りとなります。

なお、以下については介護サービス情報公表制度において公表しております。

【判定期間】 ☐ 前期（3月1日から8月末日）

☒ 後期（9月1日から2月末日）

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

サービス種別	利用割合
訪問介護	17.0%
通所介護	35.0%
地域密着型通所介護	12.0%
福祉用具貸与	52.0%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

サービス種別	居宅サービス提供事業所		
訪問介護	マザー原宿 36.0%	ふれあいドリーム 14.0%	ほほえみステーション 10.0%
通所介護	聖母の園 27.0%	原宿ケアプラザ 16.0%	ツクイ横浜 東俣野 9.0%
地域密着型通所介護	天王森の郷 43.0%	らいおんハート あおば笠間 11.0%	Dayふかや 11.0%
福祉用具貸与	柴橋商会 横浜いずみ営業所 28.0%	サクラサービス 追浜営業所 27.0%	みんなの福祉用具 10.0%